

江東区社会福祉協議会サテライト深川北部に係る提案及び内装・設備工事契約仕様書(案)

1 契約名称

江東区社会福祉協議会サテライト深川北部に係る提案及び内装・設備工事契約

2 契約目的

江東区社会福祉協議会(以下「委託者」という。)が推進する地域福祉の拠点「サテライト深川北部」を開設するに当たり、地域の居場所機能を持つ施設とするための新たな設計及び、1階部分の内装・設備工事を行う。

3 契約対象者

プロポーザル方式による選定委員会の結果、受託候補者として選定された事業者(以下「受託者」という。)

4 企画提案書の作成

- (1) 建物全体の活用も含めた提案とすること。
- (2) デザイン性、利用者動線、視認性に配慮すること。
- (3) 誰もが気軽に立ち寄れ、多世代交流の場として活用できること。

5 工事対象

- (1) 物件所在地:東京都江東区森下 3-10-23
- (2) 建物構造等:鉄骨 3 階建/延床面積 374.2 m²/昭和 62 年 7 月築
- (3) 対象範囲:1 階部分(現況:倉庫)
- (4) 使用用途:カフェスペース、自転車駐輪場(5 台程度)、受付窓口、だれでもトイレ

6 工事内容

受託者の提案内容をもとに、以下の工事を実施する。

- (1) 1 階内装工事(壁、床、天井、建具等)
- (2) 設備工事(給排水、電気、照明、空調、換気等)
- (3) カフェスペース(2 口 IH コンロ、流し台、調理台設置)
- (4) バリアフリー対応及び避難動線の整備
- (5) 衛生面に配慮した設備(保健所の指導に準拠)

※工事内容の詳細は、受託者の企画提案書及び工程表、及び見積書に基づく。

7 契約金額

10,000 千円(税抜)を上限とする。なお、契約金額は、最終見積り及び内容を委託者・受託者間で協議し決定する。

8 工期

契約締結日から令和7年10月末日まで。

なお、やむを得ない事情により工期が遅れるおそれがある場合は、同年9月末日までに申し出ること。

9 設計・施工基準

- (1) 建築基準法、バリアフリー法、消防法等の関連法規を遵守すること。
- (2) 保健所等関係機関との協議・承認が必要な内容は事前に対応を行うこと。
- (3) 安全・衛生・施工管理に万全を期すこと。

10 施工・進捗管理

- (1) 受託者は本工事の施工管理業務を行う責任を有し、工事中の品質・工程・安全の管理を行うものとする。
- (2) 本工事に係る作業全般の進捗管理並びに、家具等調度品の発注、納品及び配備に係る進捗管理を行い、進捗状況について毎月末日までに、業務報告書を書面にて作成の上、委託者に報告すること。
- (3) 委託者から本工事の進捗状況につき確認の申出があったときは、日程調整の上これに応じること。

11 瑕疵担保

工事完了日から2年以内に発生した不具合については、受託者の責任において無償で対応する。

12 検収

委託者による完了検査を経て検収を行う。検収に合格した時点で納品完了とする。

13 その他

- (1) 工事に係る各種申請及び届出は受託者が責任を持って行う。
- (2) 契約後の設計変更等については、書面による協議を申し出た上で承認をとること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、委託者・受託者の間で協議し、業務を遂行するものとする。
- (4) 本整備により隠れる部分又は後日の目視による検査が不可能または容易でない部分を施工する場合は、後日、その施工状態が作業写真等で説明できるようにしておくこと。
- (5) 本件整備の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努めること。
- (6) 施工中の安全確保に関しては、常に安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (7) 納品物の搬入に際しては、搬入時の安全確保に十分注意をし、事務所内の設備及び備品並びに納入物品等の破損が生じないよう配慮をすること。
- (8) 廃材及び発生材(産業廃棄物)の処分は、関係法規を遵守し適正に実施すること。
- (9) 作業は原則として平日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。